

コロナに負けるな！浅口市地域応援商品券取扱加盟店募集要項

令和 2 年 6 月
浅 口 市

1. 発行目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的負担を負った子育て世帯を支援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、子育て世帯へ商品券を交付します。

2. 事業概要

- (1) 発行元 浅口市
- (2) 商品券名称 コロナに負けるな！浅口市地域応援商品券（以下「商品券」という。）
- (3) 交付対象者 市内在住の 0 歳から 18 歳未満の子どもを持つ世帯主
- (4) 交付金額 対象の子ども 1 人あたり商品券 5,000 円分（額面 1,000 円×5 枚）
- (5) 発行総額 約 2,500 万円【見込み】（対象の子ども 5,000 人分）
- (6) 使用期間 令和 2 年 8 月 1 日（土）から令和 2 年 12 月 31 日（木）まで

3. 商品券の取り扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能となります。
- イ 使用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- ウ 商品券を現金に換金することはできません。
- エ 使用期間を過ぎた商品券は無効となります。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 出資や債務の支払い（金融商品の購入や振込手数料等）
- イ 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手・官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ たばこの購入
- エ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
- オ 事業活動に伴った原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- カ 現金への換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業にかかる支払
- ク 国や地方公共団体への支払い（税金、水道代、公共料金）
- ケ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するもの

4. 取扱事業所申込資格

浅口市内に店舗、事業所等を有する事業者であれば申込みできます。ただし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除きます。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他市長が不相当と認める事業者

5. 取扱加盟店の責務

- (1) 取扱加盟店であることが明確になるよう、市が提供する「商品券取扱加盟店用ポスター」を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかを確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに浅口市秘書政策課まで報告すること。
- (4) 商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱加盟店名を必ず記入し、既に取扱加盟店の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱加盟店の責務とする。
- (6) 来客用アルコール消毒液等の設置や、室内の定期的な換気、ドアノブ・スイッチ・手すり等共用で使うものの消毒・清掃、従業員の手洗い・手指の消毒・マスクの着用、従業員の体調管理など感染症予防対策の徹底に努めること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、浅口市と適切な連携体制を構築すること。

6. 商品券の換金

(1) 換金方法

市が指定する金融機関を受取金融機関として登録してください。登録した金融機関で換金手続きを行うと、後日、指定口座に入金されます。

(2) 換金手続き期間

令和2年8月3日(月)から令和3年1月29日(金)まで

※期間を過ぎた場合の換金手続きには一切応じません。

(3) その他

ア 換金には、市が指定する金融機関の口座を保有しているか、新たに口座を開設する必要があります。

イ 換金手続きから指定口座への入金まで 30 日程度要します。あらかじめご了承ください。

ウ 換金手数料はかかりません。

エ 同時に市が実施する「コロナに負けるな！浅口市地域応援食事券」の取扱加盟店の方は、「食事券」と併せて換金をしていただけます。(同一の口座をご指定下さい。)

7. 申込について

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意のうえ、「コロナに負けるな！浅口市地域応援商品券取扱加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、次の提出先へ提出してください。

申込書は浅口市ホームページからダウンロードができるほか、浅口市秘書政策課及び浅口商工会でも配布します。

(2) 提出先

ア 浅口商工会会員

〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244-8 浅口商工会 宛

イ 浅口商工会に加盟していない事業所

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050

浅口市秘書政策課 宛

(3) 申込期間

令和2年6月12日(金)から6月30日(火) (消印有効) まで

(上記期間を過ぎても申込は可能ですが、商品券配付時のチラシに掲載できません。)

(4) 申込後の審査等

申請のあった事業所について、市の審査を経て取扱加盟店として承認します。承認した場合は「取扱加盟店登録証明書」、「店舗掲示物(取扱加盟店用ポスター等)」、「取扱加盟店の手引き」等を7月下旬にお渡しします。(説明会を開催する予定です。)

(5) その他

市内に複数店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請してください。

8. その他

(1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店としての登録を取り消す場合があります。

(2) 同時に市が実施する「コロナに負けるな！浅口市地域応援食事券」の取扱加盟店の方は、重複してご応募いただけます。

(3) 内容について今後変更が生じる場合があります。その際は市ホームページでお知らせします。

9. 問合せ先

浅口市秘書政策課

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050

電 話 : 0865-44-9013

F A X : 0865-44-5771

E-mail : hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp